

① 公正証書作成手数料の補助

◆ 補助対象の費用 <上限 43,000円>

『強制執行認諾』の条項が記載された公正証書の作成手数料のうち、

【A. 養育費分】

【B. 強制執行・交付送達分】

※ 離婚前・離婚後・未婚時に作成された公正証書が対象です。



◆ 申請の時期

公正証書を作成した翌日から6ヵ月以内（申請は離婚成立後・未婚時に限ります）



◆ 申請の流れ

市に事前相談
(奈良市役所子ども育成課)

公正証書作成
(公証役場)

書類提出《交付申請》
(奈良市役所子ども育成課)

書類提出《実績報告》
(奈良市役所子ども育成課)

入金

同時に手続きが終わります



◆ 必要な書類

□ 戸籍謄本（離婚後・未婚の戸籍）

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）



□ 世帯全員の住民票の写し

- ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの
- ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）
- ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

□ 養育費に係る公正証書作成手数料の領収書

□ 公正証書（原本）

- ※ 原本確認・申請に必要な部分をコピーした後、その場で返却します

□ 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの

- ※ 現在の氏のもの

□ その他 記入必要書類

- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・個人情報の取り扱いについての同意書
- ・重要事項説明についての同意書
- ・誓約書
- ・補助事業等実績報告書（第4号様式）
- ・奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）